平成２３年（フ）第７２８号
北九州市八幡西区岸の浦２丁目５番５―302号
債務者　福井　哲夫
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７２９号
北九州市八幡西区岸の浦２丁目５番５―302号
債務者　福井　美鶴
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７３９号
北九州市八幡西区森下町５番26―205号
債務者　内山　裕子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７４３号
北九州市若松区棚田町２番28―201号
債務者　秀島　正樹
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７５７号
福岡県中間市中鶴２丁目10番31号
債務者　松本　栄子（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３７８号
沖縄県島尻郡渡名喜村1966番地の３
債務者　渡口美和子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１６６号
北海道苫小牧市花園町３丁目６番10号ハイツはくよう205号
債務者　佐藤真奈美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第７４０号
宮城県亘理郡山元町山寺字上篭田13番地１
コーポ山元７号室
債務者　星　　正記
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８７２号
宮城県宮城郡利府町花園２丁目21番地12
債務者　石濱　弘子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８８６号
仙台市青葉区愛子東５丁目６番７号　コーポラス開成２―103
債務者　熊谷　広宣
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８９３号
仙台市太白区太白２丁目20番３―501号
債務者　千葉　和美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３１７号
岐阜県関市西仙房５番402号
債務者　吉田　勇太
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７８４号
神戸市中央区山本通４丁目12番18号
債務者　村上　恵子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９４６号
神戸市東灘区本山南町３丁目９番16号　ＧＲＡＣＥ本山102号、従前の住所神戸市東灘区森南町１丁目９番12号　パルコ森南302号
債務者　大川　ゆか
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６号
鳥取県倉吉市伊木225番地５　河嶋住宅
債務者　岩本　照美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第９２５号
広島県安芸郡海田町東２丁目18番19号
債務者　山崎　鎮夫
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４６号
広島市安芸区矢野西１丁目７番５―307号
債務者　松岡　正芳
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部